

建築基準法第44条第1項第2号許可に係る包括同意基準

令和元年8月27日議決

さいたま市建築審査会

道路内の建築制限に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定による許可について、第1又は第2の基準のいずれかを満たす建築物について、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

（道路内に設置される上家）

第1 法第42条第1項に規定する道路（駅前に存する交通広場（以下「駅前広場」という。）を除く。）に、バス停留所の上家を建築する場合、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 地方公共団体及び路線バス事業者が設置するバス停留所の上家であること。
- 二 上家の設置場所は、次に掲げるものすべてに該当するものとする。
 - ア 歩道上に設置されるもので、設置後の歩道の幅員が有効で2メートル以上のもの。
 - イ 電柱、照明灯、植樹帯その他の占有物及び構造物を避けた位置のもの。
- 三 上家の構造は、次に掲げるものすべてに該当するものとする。
 - ア 幅が2メートル以下、長さが7メートル以下のもので、屋根部材下端までの高さが路面から有効で2.5メートル以上のもの。
 - イ 主要構造部（屋根を除く。）及びその仕上げを不燃材料で造るもの。
- 四 壁面を設けないこと。

（駅前広場に設置される上家）

第2 法第42条第1項に規定する道路のうち駅前広場に、バス停留所の上家等を建築する場合、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 地方公共団体及び路線バス事業者、鉄道事業者等が設置するバス停留所の上家、タクシー乗降用の上家、その他の乗用車乗降用の上家、又はこれらの上家と上家若しくは駅をつなぐ歩行者用の上家で公共性の高い建築物であること。
- 二 上家の設置場所は、次に掲げるものすべてに該当するものとする。
 - ア 歩道上に設置されるもので、設置後の歩道の有効幅員が3.5メートル以上のもの。
 - イ 電柱、照明灯、植樹帯その他の占有物及び構造物を避けた位置のもの。
- 三 上家の構造は、次に掲げるものすべてに該当するものとする。
 - ア 幅が3メートル以下のもので、屋根部材下端までの高さが路面から有効で2.5メートル以上のもの。
 - イ 主要構造部（屋根を除く。）及びその仕上げを不燃材料で造るもの。

四 壁面を設けないこと。

(関係機関との協議)

第3 特定行政庁は、この基準に基づいて許可をする場合においては、あらかじめ、道路管理者、警察署長及び消防署長と協議し、支障がないことを確認しなければならない。

(建築審査会への報告)

第4 特定行政庁は、この基準に基づいて同意を得たものとして許可をした場合、その許可の内容を速やかに建築審査会に報告しなければならない。

附則

この基準は、平成15年4月1日より適用する。

附則

この基準は、平成17年4月1日より適用する。

附則

この基準は、平成20年5月1日より適用する。

附則

この基準は、平成20年10月1日より適用する。

附則

この基準は、令和元年10月1日より適用する。